

学科編 第 4 章 タックスプランニング

【改正ポイント①】

解答・解説

(25) ② 不適切

— 略 —

損益通算できない主な例

- 生活に通常必要のない資産の譲渡損（絵画の譲渡損など）

なお、平成 26 年 4 月 1 日以降に譲渡されたゴルフ会員権の譲渡損は、損益通算できなくなった。

— 以下省略 —

※ 以上、青字の個所を修正しました。